

別表六（八）の記載の仕方

- この明細書は、措置法第42条の4第8項第3号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の通算法人（措置法第42条の13第5項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する法人（以下1において「対象法人」といいます。）に該当するものに限り、）が対象年度（措置法第42条の13第5項に規定する対象年度をいいます。以下この記載要領において同じです。）に該当する適用対象事業年度（措置法第42条の4第8項第2号（同条第18項において準用する場合を含みます。以下1において同じです。）に規定する適用対象事業年度をいいます。）において通算特定税額控除規定（措置法第42条の13第1項第1号又は第3号に掲げる規定をいいます。以下1において同じです。）の適用を受ける場合（措置法第42条の13第7項第3号に規定する他の通算法人（対象法人に該当するものに限り、）が措置法第42条の4第8項第2号に規定する他の事業年度において通算特定税額控除規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。
- 「 $(3) \geq 0.01$ 又は 0.005 、 $(1) > (2)$ 又は $(1) = (2) = 0$ 」の欄の記載に当たっては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによります。
 - (2)に掲げる場合以外の場合 「 $(3) \geq 0.01$ 又は 0.005 、」を消します。
 - 当該通算法人又は他の通算法人のいずれかが、別表十八(二)「4」の金額が10億円以上であり、かつ、同表「5」の数が1,000人以上である場合において、「各通算法人の前事業年度の基準通算所得等金額の合計額を合計した金額12」の金額が0を超えるとき又は当該通算法人の対象年度が措置法第42条の13第7項第4号に規定する合併等事業年度に該当するとき 当該通算法人の対象年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度が、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度である場合には「0.01又は」及び「、 $(1) > (2)$ 」を消し、同年4月1日以後に開始する事業年度である場合には「又は0.005」及び「、 $(1) > (2)$ 」を消します。
- 「所得金額に係る要件」の各欄は、当該対象年度が措置法第42条の13第7項第4号に規定する合併等事業年度に該当する場合には、記載しません。
- 「対象年度の基準通算所得等金額9」の分子の空欄には、前事業年度（措置法令第27条の13第11項第1号イ（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する前事業年度をいいます。以下4及び5において同じです。）の月数（当該対象年度が最初通算事業年度（同条第13項第4号に規定する最初通算事業年度をいいます。以下4において同じです。）である場合又は前事業年度のうちに設立の日を含む最初通算事業年度がある場合には、対象期間（同条第11項第1号イに規定する対象期間をいいます。5(1)において同じです。）内に終了した当該通算法人に係る通算親法人の各事業年度の月数）を合計した数が基準事業年度（同項第1号イに規定する基準事業年度をいいます。）の月数に満たない場合には当該合計した数を記載し、当該合計した数が当該基準事業年度の月数以上である場合には当該基準事業年度の月数を記載します。
- 「前事業年度の基準通算所得等金額の合計額11」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - 当該対象期間開始の日を含む前事業年度にあつては、当該前事業年度の月数調整前の別表六(八)「9」の金額（(2)の場合には、(2)により「前事業年度の月数調整前の(9)」の金額とされる金額）を当該前事業年度の月数で除し、これに同日から当該前事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額を「前事業年度の月数調整前の(9)」の金額として計算します。
 - 当該通算法人が令和2年6月改正令附則第45条の3第1項（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）に規定する経過通算

法人である場合には、前事業年度のうち連結事業年度については、当該連結事業年度における令和5年改正前の別表四の二付表「55の①」の金額か

ら同表「34の①」、「44の①」及び「47の①」の金額の合計額を減算した金額を「前事業年度の月数調整前の(9)」の金額として計算します。